

HEART ONE JIYUGAOKA 利用規約

第1条（定義）

本会則によって定める条項は株式会社ファイブ・エフ（以下会社という）が運営するハートワンの施設（以下総称して「本スタジオ」という）に適用されるものとします。

第2条（目的）

本スタジオは、会員の皆様が安全で快適なピラティス・ヨガライフを図るとともに、心身共に健康づくりに寄与することを目的とします。

第3条（会員制度）

1. 本スタジオは、会員制とします。
2. 会員による本スタジオの利用範囲、条件及び特典については別に定めます。
3. 本スタジオの入会希望者は、本会則に基づく入会規約を会社と締結するものとします。
4. 会員様が、本スタジオを利用するときは、利用する施設に会員登録をする必要があります。
5. 本スタジオは男性の利用も可能となります。

第4条（入会規約）

1. 本スタジオの入会規約により、本スタジオに入会する方は、以下の項目全てを満たす方とします。
 - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
 - (2) 本スタジオの施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告頂いた方。
 - (3) 本会則に同意頂いた方。
 - (4) 暴力団関係者でない方。刺青・タトゥが入っている方。
 - (5) 過去に会社により除名の通告を受けていない方。
 - (6) 会社が別途定める審査及び手続きにおいて入会資格が認められた方。
2. 会社は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む会社と会員との契約一切を解除することができます。

第5条（入会）

1. 入会希望者が本会則を確認し、所定の入会申込手続きを行い、規定の会費を納入し、会社が入会を承認した方を本スタジオの会員とします。
2. 月額会員での入会の場合は、2ヶ月分の月会費を所定の方法で前納とし、3ヶ月目以降の月会費は所定の方法にて毎月お支払頂きます。
3. 『キャンペーン』の利用で入会した会員は、その際のキャンペーン特典の利用の条件

として、継続契約期間を設けております。

4.未成年のかたが入会しようとする時は親権者の同意を得た上で申し込みを頂きます。親権者は自らの会員資格の有無に関わらず本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（諸会費・諸料金）

1. 会員は、会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。

2. 会費・月料金の金額・支払時期・支払方法などは会社がこれを定めます。

本スタジオは会員の利用権利に応じて入会金を設ける場合があります、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。

3. 利用回数の有無に関わらず、所定の退会手続きを完了した退会月までは月会費のお支払いが必要です。

4. 会社は本スタジオの運営上必要と判断した場合また経済情勢などの変動に応じて、会員種類の改廃、もしくは、入会金・諸会費・諸料金などの金額を変更することができ、施設内への掲示などにおいて告知するものとします。

5. 月会費を滞納している会員は、施設の利用をお断りしております。また未払い分の月会費はご利用の有無に関わらず支払わなければなりません。

第7条（退会）

1. 会員が自己都合により退会する場合は、本人が希望する退会月の当月 10 日までに会社が定める退会申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となり、ご来店が困難な場合メールにて受け付けております。※メール申請の際は本スタジオからの返信をもって手続き完了とする。

※電話、口頭による退会の申請は認められません。未払いの月会費などがある場合には、それを完納した後に会社は退会を認めます。

金融機関の申請手続き上、10日までの申請で当月から最短で可能(例：5月末退会希望の場合、5/10までの申請で5月末退会が可能、5/11に申請の場合は6月末退会となります)

電話、口頭による退会の申し出は認められません

2. 会員は退会月の末日にて退会するものとし、月会費は、退会日が月途中での場合でも会社は会員に月額費の全額を請求します。

第8条（休会）

1. 会員が自己都合により休会を希望する場合は、本人が希望する休会月の前月の 10 日までの申請で会社が定める休会申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となり、ご来店が困難な場合メールにて受け付けておりま

す。※メール申請の際は本スタジオからの返信をもって手続き完了とする。

金融機関の申請手続き上、10日までの申請で翌月から最短で可能(例：5月～休会希望の場合、4/10までの申請で5月～可能、4/11に申請の場合は6月～となります)電話、口頭による休会の申し出は認められません。

2. 休会期間は会員自身で決めることができ、最大6か月間とし、休会終了後は、自動で会費の引き落としが再開されます。事前の通知はなされません。

3. 休会期間は最長の場合は申請期間終了の先月の10日までの申請で延長が可能。その際も第8条の(1)同様に申請手続きが必要です。

4. 負傷、疾病、妊娠による休会の場合には、診断書の提出により休会前の1ヶ月分の月会費を再開月に充当します。診断書の提出がない場合は認められません。また再開されず退会の場合の返金は一切致しません。

5. 休会申請による事務手数料及び、毎月の事務手数料の請求は本スタジオが負担をし、会員に請求は致しません。

第9条 (変更届)

1. 会員が自己都合によりプランを希望する場合は、本人が希望する変更月の前月の10日までの申請で会社が定める変更申請書を提出する必要があります。申請方法は本スタジオにご来店頂きお手続きが必要となり、ご来店が困難な場合メールにて受け付けております。※メール申請の際は本スタジオからの返信をもって手続き完了とする。

金融機関の申請手続き上、10日までの申請で翌月から最短で可能(例：5月～プラン希望の場合、4/10までの申請で5月～可能、4/11に申請の場合は6月～となります。)

電話・口頭によるプラン変更の申し出は認められません

2. プラン変更の金額及び内容は本スタジオの現プランの提示によるものとなります。

3. 変更申請による事務手数料の請求は本スタジオが負担をし、会員に請求は致しません。

第10条 (会員資格の譲渡・相続・貸与)

本スタジオの会員資格およびチケットは第三者に譲渡・貸与・質権をする事はできません。

第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

(1) 退会手続きが完了したとき。

(2) 第12条により会社に除名されたとき。

(3) 会員本人が死亡されたとき。

(4) 破産・民事再生・会社更生・会社精算の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

第 12 条（損害賠償責任免責）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

1. 会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き一切関与しません。
3. スタジオ内での盗難・紛失に関して、会社は一切責任を負いません。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

会員が本スタジオの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が該当損害に関する責を負うものとします。

第 14 条（禁止事項）

1. 会員は、本スタジオ内および本スタジオ近隣地域にて次の各号に該当する行為を禁止します。
 - (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます）や施設スタッフ、本スタジオ、会社を誹謗中傷すること
 - (2) 他の方や施設スタッフ・インストラクターを殴打したり、身体を押ししたり、拘束するなどの行為や大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
 - (3) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
 - (5) 本スタジオの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。
 - (6) 他の方や施設スタッフのストーカー行為。
 - (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
 - (8) 痴漢・のぞき・露出・唾を吐くなど、法令や公序良俗に反する行為。
 - (9) 刃物など危険物の本スタジオへの持ち込み。
 - (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - (11) 高額な金銭、貴重品の本スタジオへの持ち込み。
 - (12) 本スタジオの秩序を乱す行為。
 - (13) 望んでいない連絡先の交換
 - (14) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 15 条（一時的閉鎖・一時的休業・休館日）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができ、あらかじめ、予定・予測されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員

に対してその旨を告知します。(緊急の場合は1か月前に告知できない場合もあり)

- (1) 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 休館日による場合。
- (4) その他、法令などに基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第16条 (施設の閉鎖 (店舗統合))

会社は施設の全部または一部を閉鎖することができ、原則1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

第17条 (スケジュールについて)

毎月のレッスンスケジュールの更新は前月の15日から20日に更新とし、スケジュール内容は随時変更されることがあります。その際、レッスンの(実施時間・強度及びレベル・レッスン内容・レッスン数・定員数・を変更することができます。代行インストラクターによるレッスン含む)

第18条 (スタジオレッスンの予約方法)

本スタジオの予約システムをご利用下さい。レッスン開始の10分前までご予約可能となります。

第19条 (キャンセル)

キャンセルはレッスン開始の1時間前まで予約システムより可能となります。それを過ぎた場合は1レッスン消化となります。

第20条 (繰り越し)

繰り越しは1回分のレッスンが翌月まで繰り越し可能となります。翌月までに消化できない分は消滅となり、いかなる理由でも未消化分のレッスン代の返金は致しません。また、休会期間中または退会後に繰り越し分のご利用はできません。

第21条 (オンラインレッスン定義)

- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づき、当社が利用者に対して提供する、インターネット上のオンライン動画等を用いて配信・提供することを目的とした運動・プログラム等のオンラインレッスンサービス(以下「本レッスン」といいます。)およびこれらに付随するメール配信、アプリケーションその他各種サービスの総称をいいます。
- (2) 「本サイト等」とは、本サービスの商品案内、予約の申込み・受付、利用料の支払い

決済等の手続きを行うことを目的として利用するウェブサイトおよびアプリケーションソフトウェアをいいます。

(3)「本配信システム」とは、本レッスンをライブ配信またはオンライン配信の提供方法により行うにあたり必要となる、Web会議（テレビ会議）システムをいい、本サービスは、Zoom が提供するサービスを利用して提供されます。利用者又は登録者は、Zoom の利用に際し、下記の内容について同意するものとします。Zoom の提示する各規約、ガイドラインを遵守すること。

クラス開始後に発生した Zoom の機能の不具合等について、当社が一切責任を負わないこと。

Zoom が提供するサービスに関する相談、問い合わせ等について、当社が一切対応する義務を負わないこと。

(4)「本システム等」とは、本サイト等および本配信システムを総称していいます。

(5)「関連規約」とは、本配信システムの提供に関してシステム提供会社等が定めた利用規約、ポリシー等をいいます。

(6)「利用者」とは、本サービスを利用しようとする者および本サイト等を通じて本サービスの利用申込み（予約）を行い、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。

(7)「利用契約」とは、当社と利用者との間で締結し、成立した本サービスの利用契約をいい、本規約および当社が別途定める諸規則等の内容に基づくものをいいます。

(8)「チケット」とは、利用者が本サービスを通じて当社から購入するデジタルチケットをいい、第6条で定める都度チケットプラン等にて本レッスンの申込み・予約時に必要となる本レッスンの利用料対価相当額を支払い済であることを証するものをいう。

(9)「利用料」とは、会費、チケット購入代金、受講料等その名称の如何を問わず、本サービスを利用するための対価として、利用者がその料金プランの種別毎に定められた方法に応じて当社へ支払うべき対価をいいます。

(10)「本スタッフ」とは、本サービスを提供する個々のインストラクター、トレーナー、指導員、その他当社スタッフ等（派遣社員、当社の業務委託先の業務実施者等を含む。）をいいます。

(11)「利用者情報」とは、本サービスの申込み時および提供時に、本スタジオが利用者から取得する利用者に関する情報をいい、利用者の個人情報（個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報をいいます）を含む情報をいいます。

(12)「アカウント登録（無料会員登録）」とは、本サイト等を閲覧、利用するために必要となる利用権限を発行するための、当社所定のアカウント登録の手続きをいいます。

第22条(通信設備・通信料金等)

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器（PCやタブレット端末その他通信端末等）、ソフトウェア（本配信システムのインストールを含む。）その他これらに

付随して必要となる全ての機器（以下総称して「利用者設備」といいます。）を、利用者の費用負担と責任において準備し、利用可能な状態に置くものとします。

2. 本サービスの利用にあたっては、利用者が自ら選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。これに際して、別途通信料金が発生します。なお、通信料金は、利用者の通信サービスの利用契約の内容により異なる場合があります。

3. 当社は、利用者の通信契約について一切関与せず、本サービスの利用に伴い発生する通信料について、一切の費用負担および責任を負いません。本サービス利用開始前までに、利用者をご契約の通信契約の内容を必ずご確認ください。

第23条（オンライン禁止事項）

1. 利用者等は、本サービスに関連して当社が提供するウェブページの閲覧又は本サービスの利用に際して、以下に定める行為を行ってはなりません。

(1) 利用者又は登録者が本サービスを利用する権利を他者に譲渡し、使用させ、売買し、名義を変更し、質権を設定し又は担保に供する行為

(2) ID、パスワード等を第三者に譲渡、貸与等すること又は第三者に使用させる行為

(3) 当社又は先生その他第三者の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害する行為

(4) 違法行為、公序良俗に反する行為

(5) 本サービスの運用を妨げる行為

(6) 本サービスを営業行為、営利目的及びその準備に利用する行為

(7) 本サービスの他の利用者等・インストラクターに違法行為を勧誘又は助長する行為

(8) 本サービスの他の利用者等・インストラクターが経済的・精神的損害、不利益を被る行為

(9) 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為

(10) インストラクターへの性的嫌がらせや、不良行為等レッスンの進行を妨げる等のハラスメント行為

(11) レッスン中に飲酒・喫煙をする行為、又は泥酔状態でレッスンを受講する行為

(12) 過度に肌の露出それに伴うウェアや下着姿等、インストラクターに対して不安又は負担を与える行為

(13) レッスンの内容、画像、動画若しくは音声を当社に無断で公開する行為、又はそのおそれのある行為

(14) インストラクターの雇用条件など当社の一般的に開示していない機密情報を詮索する行為

(15) インストラクター、参加者に対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為

- (16) 電子メールの送受信を含め、オンライン、オフラインを問わず、利用者等本人又はその代理人がインストラクターと個人的に接触しようとする行為
 - (17) インストラクターに当社の競合たりうるサービス・企業等へ勧誘する行為
 - (18) 本スタジオ又はインストラクターへの暴言・脅迫・差別行為、又は業務の進行を妨げる行為
 - (19) 本サービスへの登録が完了した本人以外に自己のアカウントを利用させる行為
 - (20) 複数のアカウントを登録する行為
 - (21) レッスンに予約した利用者又は登録者本人以外の当社が許可していない者を参加させる行為
 - (22) レッスン予約のキャンセル又は予約したレッスンの不受講を繰り返す行為
 - (23) 公開前のスケジュールを聞きだす行為、又はインストラクターと直接スケジュールの調整を行う行為
 - (24) レッスンの内容と関係のないコメント又は本項各号に違反する内容のコメントを投稿する行為
 - (25) 1人又は複数のインストラクターのレッスンに対して繰り返し低い評価を投稿する行為
 - (26) その他、当社が不相当と判断する行為
2. 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量によりなされるものとします。なお、本項の判断について当社は説明責任を負うものではありません。
 3. 当社は、前項の判断に起因して利用者等が損害又は不利益等を被った場合、当社に重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
 4. 利用者等は、第1項に違反する行為に起因して当社又は第三者に損害が生じた場合、登録の削除後であっても、全ての法的責任を負うものとします。

第24条（オンライン予約）

1. レッスン開始の20分前まで本スタジオの予約システムよりご予約可能となります。開始時刻10分前にミーティングID、パスコードがご登録時のメールアドレスに自動送信されます。（迷惑メール、受信拒否をされないようご確認が必要となります）
レッスン開始時間を過ぎてからの入室はお断りさせて頂いております。
当社又は当該レッスンを担当するインストラクターからの問いかけに応答するか否かにかかわらず、レッスンを開始することができない場合、当社は、利用者又は登録者がレッスンを欠席したものとみなし、当該レッスンを終了することができるものとします。
3. 当社は、利用者又は登録者がレッスンの無断欠席を繰り返し行った場合、利用者又は登録者に対して、警告、改善指示等を行うことができるものとします。
4. 当社は、理由の如何にかかわらず、利用者又は登録者の都合によるレッスンの欠席による補填、補償等は一切行いません。

第24条（オンライン利用者の責任）

1. 利用者は、本レッスンの利用中に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、直ちに本レッスンの利用を中止してください。また、本レッスンの利用にあたっては、随時水分補給を行うなど本レッスンの特性を理解のうえ、自己の体調管理に十分注意のうえ、自ら責任をもって本レッスンを利用するものとします。

(1) 自己の体調に異変が生じたとき

(2) 本レッスンで運動を行う部位に異常が生じたとき

(3) その他本レッスンの利用を継続することが適当でない事由が生じたとき

2. 利用者は、本レッスンの提供を受けるにあたり、運動を行うのに十分なスペース・場所を、自らの責任と裁量にて、準備するものとします。当該運動場所に起因して利用者自らに生じた損害（例えば、転倒や衝突等）および第三者との間で生じたトラブル、紛争等に関して、当社は何らの責任・義務を負いません。

3. 利用者は、本サービスにおいて提供されるサービス内容について自己の裁量と選択により利用するものとし、本サービスにおいて行った行為およびその結果について、利用者自身において一切の責任を負うものとします。

第25条（利用料の支払い等）

1. 利用者は、料金プラン毎に別途定める利用料を、当社所定の支払い決済方法により、当社に対して支払うものとします。

2. 利用者は、利用料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額を合算した金額を、当社が別途定める支払期日までに、利用者が指定した支払い方法により支払うものとします。

3. 当社は、物価の高騰、法令の改正等、本サービスの利用料を変更する必要がある場合、いつでも利用料を変更することができるものとします。この場合において当社は、利用者に対して、第20条（本規約の改定）に基づき必要な告知または通知を行います。ただし、新たな料金プランを導入する場合は、この限りではありません。

4. 利用者は、利用契約が解除、中途解約その他理由の如何を問わず終了した場合であっても、当社が受領した利用料等を返還する義務を負わないこと、既に支払い済の利用料等の返還がされないことに、異議なく承諾します。

5. 利用者は、利用料のほか、当社が別途定める諸費用の金額がある場合は、当諸費用の金額を利用料と合わせて支払うものとします。

第26条（オンラインサービスの変更・中断・終了）

1. 本スタジオは、事前に当ウェブ上での掲示又は指定メールアドレス宛へ通知をすることにより、当社の裁量により本サービスの内容を変更、又は本サービスの提供を中断若しくは終了できるものとします。但し、以下に該当する場合においてやむを得ない場合には、

予告なしに本サービスを中断することができるものとします。

(1) 動画配信サーバーの障害、国内外の政治情勢・自然災害等、提供するサーバー等の障害・メンテナンス等、又はその他やむを得ない事由により本サービスの提供が困難な場合

2. 当社は、本サービスの変更、中断又は終了により、利用者等又は第三者が被った如何なる不利益、損害についても責任を負わないものとします。

第26条（会則の改定）

会社は会則などの改定をすることができます。尚、改定を実施するときは、会社は1ヶ月前までに会員に告知することとし、改定した会則などの効力は、全会員に及ぶものとします。

第27条（告知方法）

1. 本会則に関する問い合わせその他会員から本スタジオに対する連絡または通知、及び本会則の変更に関する通知その他会社から会員に対する連絡または通知は、会社の定める方法で行うものとします。

2. 本スタジオが登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなす。

3. 登録時の連絡先が変更になった場合は速やかに本スタジオに知らせることとする。

第28条（その他）

本会則において特に定めのない事項については、会社ホームページ、本スタジオなどに掲示された会社、本スタジオが定める事項が適用されるものとします。

第29条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本会則およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。

2. 本会則またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。